

建設書類管理システムの試行協力について

(支出負担行為担当者)

令和8年4月以降、建設管理部発注の工事及び業務の一部について、建設書類管理システムを用いた書類のやり取りの試行を実施しています。

つきましては、本案件が試行対象に選定されましたので、ご協力をお願いいたします。

落札決定後に入札契約課から落札者へシステム利用の確認を行いますので、利用の可否と、初回登録に使用するメールアドレスをお伝えください。

※初回登録用メールアドレスは、初回ログインに使用するものです。初回ログイン後、運用に使用するメールアドレス(現場担当者用・契約担当者用)を別途登録していただきます。なお、初回登録用メールアドレスは電子契約で使用しているものの使用を推奨します。

< 概要 >

- 建設書類管理システムは、従来紙で行っていた通知、請求等を電磁的方法により行うためのシステムです。
- 建設業法等により、書面により行うこととされている書類についても、利用登録時に承諾を行うことで電磁的方法でやりとりすることが可能です。



- 受注者・監督員・入札契約課が相互にアクセス可能なシステムです。

< 詳細について >

試行に関する詳細は建設管理課HP:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/cdms.html>

システムに関する詳細は(一財)北海道建設技術センターHP:<https://www.hoctec.info/cdms/>

< アンケートのお願い >

工事・業務完了後、試行に係るアンケート調査へのご協力をお願いいたします。

URL <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=pskX7gWa>

< 対象書類例 >（工事の場合）

- 契約締結後に速やかに提出するもの

 - ・工事工程表
 - ・請負代金内訳書
 - ・現場代理人等選定通知書
 - ・施工体制台帳（作業員名簿、再下請負通知書、施工体系図）
 - ・共同企業体編成表（JVの場合のみ）
- 該当する場合速やかに提出するもの

 - ・請求書
 - ・保証契約番号等報告様式
 - ・現場代理人等変更通知書
 - ・中間前金払認定予定通知書及び請求書
 - ・変更協議書（建設リサイクル法対象工事）
- 工事完成后速やかに提出するもの

 - ・工事完成通知書
 - ・建設業退職金共済貼付実績書
- 等

< ご利用の流れ >

